

日本の先住民研究における外部研究者の関係性： フィールドワークにおける手続き的、倫理的課題を めぐって

ゲーマン, ジェフ

九州大学大学院人間環境府教育システム専攻：博士課程2年

<https://doi.org/10.15017/7374763>

出版情報：国際教育文化研究. 7, pp.145-156, 2007-06-30. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



日本の先住民研究における外部研究者の関係性

—フィールドワークにおける手続き的、倫理的課題をめぐって—

ジェフ・ゲーマン

研究者は私たち[地域のアイヌ系住民]の何役に立たない。ここに来て、調査をして大学へ戻って有名になるだけさ。アイヌ文化に興味がある人、アイヌのことを理解したくてここに泊まりに来る人たち、住みに来る人たちなら、それは私は大歓迎するよ。でも研究者は私たちにとっての何も役に立っていないと思う。

— 筆者へのアイヌ系住民の発言、2006年8月

はじめに

質的研究が益々増えてくる現在の日本において、研究者たちは生きた人間や集団を対象とした研究の手法やプロトコルを早急に身につけざるを得なくなった。そのようの中で、北海道に集中的に在住する日本の先住民族であるアイヌの人々を研究の「対象」としか捉えなかった時代を抜け出たばかりで、世界の先住民が推奨している研究倫理にふれている研究論文はいまだに無いに等しい。そして、現地で研究者に対する不信といったようなものがなお残る。本稿は研究者と地域のアイヌ系住民のニーズをよりフィットさせるために、北海道で（半年以上の）長期的調査に取り組んできている筆者のフィールドでの体験をとおして、筆者がアラスカ大学で受けたニュージーランド（マオリ名：アオテアロア）のマオリ族、アラスカ・ネイティブが提唱している研究理論・基準をベースに、北海道でそれを適用しようとしたときに起きた事態を記述している。これにより、アイヌ民族の自己決定権運動における、外部研究者に関する課題整理、アイヌ民族を支援しようとする外部研究者の関係が考察できるような最初の第一歩となればと存じる。

1. 問題背景

筆者は日本在住のアメリカ人で、在日歴15年を持ち、現在日本の大学院の教育学関連の専攻の博士課程に席を置いている。三年半前からは北海道のアイヌ民族と関わりをもつようになり、三年前から北海道の主に田舎の学校や地域社会におけるアイヌの人々のアイデンティティ形成や生活と教育の関連を中心に調査をすすめてきた。日本に「先住民族学」を提供している

大学講座がなかったため、先住民族教育の基礎を学べるように、生まれ故郷であるアラスカ州のアラスカ大学フェアバンクス校の比較文化学専攻（Master's in Cross-Cultural Studies）で修士号を取得した。修士論文を書くために、2004年に北海道の僻地の村を拠点にしながら、2町1村のアイヌの地域活動、二つの小学校の取り組みや活動を調べ、計4ヶ月間北海道に滞在した。翌年は修士論文を書き上げるためにアラスカへ戻り、国際先住民族フォーラムが北海道で開催された間の四日間のみアイヌの人々と過ごした。2006年4月に九州大学大学院の博士課程入学後、アイヌがたくさん住む同じ村に去年二ヶ月ホームステイをさせてもらいながら、研究を続けた。そして現在もその村に一軒家を借り、調査のための長期的滞在をしている。ここでの筆者の課題はアラスカで学んできた世界先住民の動きや目の当たりにしてきたアラスカの先住民の教育をいかに、日本のアイヌ民族の人々の現実と接合させ、理解し、解釈することである。本稿はアイヌ民族の人々との研究関わりに基づくもので、「外部」の先住民の研究理念を日本のアイヌに当てはめようとしたときの課題の検討を主眼としている。まず、典型的な先住民族の研究理念と研究指針をみるために、アラスカ大学の授業概要や筆者の受講経験の紹介からはじまる。

2. 非先住民研究者に対する、先住民の権利主張・先住民の研究指針

3年前に筆者は始めて北海道での研究に乗り込んだときの意気込みや研究態度を理解するには、筆者がアラスカ大学で専攻していたコースの根本理念、アラスカ先住民連盟の「研究指針」それからアラスカ大学の研究倫理にまず触れる必要があるだろう。前者の二つは先住民運動による影響を受けており、その結果でもある。後者は公民権運動の延長としての人権運動の産物と解することができる。

「比較文化研究」専攻の根本理念

アラスカ大学は1970年代前半より、先住民向けの授業、先住民の生活向上、文化維持に向けた教育と研究を系統的に展開してきている。その理由の一つに、後に触れるアラスカ先住民連盟（Alaska Federation of Natives[AFN]）による、先住民関連講義の開講を要求した集団訴訟が挙げられる。結果として、この30年数後に、アラスカ大学の当該専攻コースの開設を向かえた。このコースの設置の背景にあったニーズについて、バーンハートとカワグリー（Barnhardt and Kawagley 2005: 17）は次のように述べている。土着の（先住民の）知識体系と西洋科学および西洋型の教育の交差点を研究し、開発するに「重要な制限の一つは土着の知識と西洋科学によるバランスのとれた開発の取り組みをもたらしほど西洋的研究経験および土着の事柄の両方について造詣の深い先住民のはなはだしい不足」（太字引用者）であった。このような背景もあって、講座の設置目的は厳密にいつて土着の知識を調査記録する専門家の養成であり、学生には調査において先住民の世界観に共感し、その核たる文化・知識の伝承者である古老と協力し作業を進められることが入学資格として要求されている。大学のホームページのコース紹介にこの条件は注意書きとして太字で掲載されている。

筆者が在籍していた間（2004-5年）、開校講義として以下のような授業があった。

CCS 601, Documenting Indigenous Knowledge 土着の知識の記録

CCs 608, Indigenous Knowledge Systems 土着の知識体系

CCS 610, Education and Cultural Processes 教育と文化的過程

CCS 611, Culture, Cognition, and Knowledge Acquisition 文化、認知、と知識取得

CCS 612, Traditional Ecological Knowledge 伝統的生態学・土着の生態学

CCS 602, Cultural and Intellectual Property Rights 文化的・知的財産権

繰り返すようだが、この講義の目的は土着の視点を重視する研究者の育成にある。例えば、専攻の 8 割の教官は先住民であり、その中には自分の地域で「大長老」と呼ばれている 82 歳の女性が教鞭をふっている。以下に説明するように、開講されている授業のうち学生たちの間では「土着の知識の記録」の演習と「文化的・知的財産権」の講義・演習が特に広く知られ、またその難度も高い。そこには研究者養成における当該科目の重要性がうかがわれる。

授業の厳密さ

「土着の知識の記録」の教授（V 先生）は先住民の女性で、先住民村の学校の元校長先生だった。女性の権利センターの経歴の持ち主でもあり、先住民同士の中でもきっぱりした性格で広く知られていた。筆者自身はフィールドワークが開講の学期と重なったがために、実際に授業を受けたことがないが、色々の場面で接触をもつことがあり、深く印象付けられた。以下でいくつかのエピソードを通してその授業の様子を紹介してみたい。

エピソード 1： 直接 V 先生から授業を受けることができなかったが、「文化的・知的財産権」の授業のゲスト・ティーチャーとしての講義を 1 回受けたことがあった。このようなことから、「文化的・知的財産権」の授業のファイナル・プロジェクトとして、筆者は三人のアラスカ先住民にインタビューすることを決め、彼女をそのうちの一人として願った。最初の依頼のときから「録音することの説明」「録音した内容は授業以外に一切利用しないということの説明」などの先住民を対象とする研究プロトコルの基本条件がきちんと示された。V 先生の研究室に録音機があることを確認してからインタビューの予約をした。当日は録音機の操作を全部自分でやらされた。が、試行の際、どういう訳か音は再生されなかった。結局録音機を使用せずに筆者本人の記憶にもとづくインタビューの書き起こしに頼らざるを得なかった。それでも書き起こしを続行することにしたが、レポートとして提出する前に情報提供者にそれを見せるというプロトコルを V 先生から求められた。チェックをしてもらうため、おそろおそろ V 先生のところに聞き取り内容の書き起こしをもっていったが、冬の木の下に寝る前に木を棒で叩くと語ってくれたお父さんのしぐさを筆者が「儀式」と書きとめたのに対し、それは「儀礼」と表現すべきなどと補足的な説明を加えつつ原稿を書き直させられた。

エピソード 2：V 先生の講義から「私の父は A 村からフェアバンクスまで（約 300 キロの距離

があり飛行機しか使えない) 小学校のゲスト・ティーチャーとして来た。父は自分の幼い頃の話、青年のときの話などを色々し、伝統的なアサバスカン族のストーリーも子どもたちに語った。その日、ある男が教室の後ろで聞いていた。数週間後に男から私に電話があって、お父さんが語ったことをまとめて本にした、と。本の名前を『フィドル・ボーイ』(フォーク音楽の演奏に用いられたときにいうバイオリンを弾く青年) にして、売りたい、と言われた。私は断った。なぜなら男は私たちアサバスカンの知的財産の記録に関するプロトコルに従わなかったからだ。

エピソード3:「土着の知識の記録」という V 先生の演習の授業でテキストとして用いられた『脱植民化のメソドロジー』(Smith, 1999) という著書は先住民の有識者たちの間で高く評価されている。まぎれも無く戦後展開されてきた脱植民地化運動の産物であり、ポストコロニアリズムを代表する思想家のファノン (Fanon, 1990)、メンミ (Memmi, 1965), サイド (Said, 1978) などの影響が色濃く出ている。女性筆者の L. スミスはマオリの教授であり、マオリ語の復帰運動やマオリ運動の知的先駆者でもある。授業の進め方は、学生各自が自分の土着の知識の記録実践プロジェクトを進めながら、毎週、本の一章ずつを読み、その内容と自分のプロジェクトの先住民との関わりで生じている出来事について学生たち同士で話し合うという形式を取っていた。一方的な授業と思われるかもしれないが、大学はシラバスを承知のうえで専攻の必須授業に位置づけている。

スミス (Smith, 1999) によれば、社会学関係研究における、マオリ族の挑戦とは「方法論的な課題、かつ認知論的な課題の両方、つまり、研究の技法と、研究を裏付ける知識の前提を疑うものである」(169)。西欧が抱く知識をめぐる観念とは「口頭文化ないし生きている現実につながりがない文化の定義にマオリの人たちを拘束している」という (170)。

マオリ族によれば、このような問題の解決策はカウパパマオリ理論に基づく研究に求められる。つまり、マオリの人たちのための、マオリ人の研究者による研究、ということだ。スミスはマオリ族の研究思想・実践基準であるカウパパマオリについて次のように説明している。

人は例えば次のように尋ねたとしよう「マオリのことを研究している反マオリ主義者はカウパパマオリ研究を実行できるか」現在の定義によると、答えは「決してできない」のだ。次の質問に答えるのはもっと難しい。すなわち「非先住民の研究者はカウパパマオリ研究を実行できるか。」現在の定義に従えば答えはより複雑だ。その答えは次のよう考えられるかもしれない「非先住民で、非マオリの研究者はカウパパマオリ研究に携わることができるが、一人では取り組むことはできない。しかも、もしもそのような研究に取り組んでいるとすれば、自分の位置づけを非先住民に明記する—and if they were involved in such research, they would have ways of positioning themselves as a non-Indigenous person) であろう」。あるいは、もっと過激な答えはこうかもしれない「定義によれば、否。カウパパマオリ研究はマオリのみがする研究だ。」(184)

スミスが援用する K.アーウィンによれば、カウパパマオリ研究とは次のように定義される (Smith, 184)。

「『文化的に安全』な研究、長老の『指導』を含み、研究分野の厳しい基準を満たしながら文化に関して関連性があり文化に適合し、たまたまマオリ族の血を引いている者ではなく、自分がマオリであるということを誇りに思っているマオリの研究者による研究」

このような姿勢を基礎にするテキストを用い、V 先生のような教授から指導を受けるということを考えると、入学資格である「先住民の古老と協力しえる能力」を備わった学生たちは更に先住民の尊厳を遵守するようになると思われる。このような授業を「態度」育成重視とすれば、後者の「文化的・知的財産権」の授業はゲスト・ティーチャーをたびたび招聘する形態によるその「知識」編にあたるといえる。先住民の大学教授、弁護士、先住民主導で運営されている博物館の先住民館長、先住民の牧師、全米インディアン局の元次長などのエリート、高度な専門家などを講師にするゼミ形式の授業のノートは提出必須であり、レポートなどの執筆と合わせれば課題の量は他の授業の三倍に至ることが例年のことである。

この授業を通して、受講生は後で見えるような研究指針は世界先住民の自己決定権運動の中から生まれ、その運動を強化推進していく上で重要な意味を持つに至っている、と学ぶ。つまり、このような「指針」を実行することにより、西洋の法関連で重要視される「事例」を積み重ねることができ、そしてそれとともに、先住民の存在に関する内外の意識向上ははかれ、先住民の集団的地位と団結を強め得るのである。

研究における人権保護委員会の説明

アラスカ大学は人間を対象とした研究の場合、研究代表、共同研究者、協力研究者、および学生に対して、ベルмонт報告の規則と「北極における研究のための規則」を厳密に遵守させている。この一環として、研究を行おうとしている学生にも、指導教官の名前のもとで、綿密な申請及び厳しい審査プロセスを取り、不合格の場合、再度、申請しなおさないと研究開始を認めないなどきびしい制度を設けている。また申請書の項目の中には、研究の要約、簡潔な問題背景及び研究目標、あるいは研究方法論といった一般的なトピックの他に、次のような細かい情報が求められる：

対象集団：人数、選定基準、募集方法、女性その他のマイノリティの募集対策の有無、除く予定人や集団、特定の対象者（例、囚人、妊婦、アラスカ・ネイティブ）の有無

メソドロジーや手続き：研究会場、対象者に対する研究中身の説明、未成年者の承諾の確保、参加が有志であるという説明の仕方、データ収集法

データ：収集後のアクセス、保存媒体、保管場所および保管予定期間、データの利用予定、データの処分法や処分日程、秘守の義務の実行、承諾書の保管場所

得点、コスト、危険、報酬：対象者への不愉快や危険、得点、報酬、対象者にかかる時間的、金銭的成本、対象者への危険や不愉快を最大限削減するための対策

おそらくフィールドで最も研究者の頭を悩ませるのは「承諾書」(合意書)の義務である。承諾書に研究の目的、研究によるメリット、対象者へのリスク、対象者に該当する研究方法の詳細な説明、対象者にかかる時間を細かく明らかにするように義務付けられている。原則として研究が始まる前に研究の対象者からの署名(サイン)をもらうことになっている。

ちなみに、この最後の課題である「承諾書」に署名をもらうという義務は、いうならば先住民が自らの文化的・知的財産権の保護に関する「契約」行為に類似しているように思われる。

研究「指針」

では、具体的に先住民研究の「指針」(ガイドライン)とはどのようなものなのか。例として、アラスカの先住民の最大の団体組織である「アラスカ先住民連盟」の「研究指針」を見よう。筆者が調べた範囲(アイヌの生態環境知識の再構築 [ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/16_3/013-018_iwasaki\(1\).pdf](http://ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/16_3/013-018_iwasaki(1).pdf))で、北海道でこのような指針を定め実行しているのは、これまでのところ平取町のアイヌ文化環境保全対策調査室や岩崎まさみが窓口となり平取町で町住民の協力を得て研究を推進しているカナダ・マギル大学のCINE(Center for Indigenous Peoples' Nutrition and Environment)研究所二つの取り組みである。以下の項目のうち、CINEでも実行していると思われるところに「CINE」と記した。

- ① 当該ネイティブの人々に、研究の目的、目標、日程、データ収集の方法、肯定的・否定的意義と影響を説明すること (CINE)
- ② ネイティブの人々の要請に対する遵守を保障するため、そして研究プロジェクトを評価、監視するために、現地の人々に委任された「ネイティブ研究委員会」の結成ができるように、金銭的サポートを提供すること
- ③ 当該(ネイティブ)政府機関の承諾を得ること (CINE)
- ④ ネイティブの人々の宗教的な知識、文化的・知的財産を保護すること
- ⑤ 研究を手伝えるように、ネイティブの人々を雇用、訓練すること (CINE)
- ⑥ 英語(日本語)が第二言語である際、ネイティブの言語を利用すること (CINE)
- ⑦ 調査、その他のデリケートな資料内容に関する秘守を保障すること (CINE)
- ⑧ 最終報告にネイティブの見解が反映されるようにすること (CINE)
- ⑨ 情報提供者となったネイティブの人々の貢献を明記すること
- ⑩ 「ネイティブ研究委員会」に、主な研究結果を専門的でないことばで書かれた要約書にて提出すること
- ⑪ 現地の人々に最終報告の写しを提出すること

ところで、CINEという団体の興味深い点は、その評議員会が全てカナダの先住民から構成

されている点である（岩崎、n.d.）。ハワイの先住民学者である H.トラスクの「協力は、ネイティブが指定した役割を非先住民がやったときに始めて利益的である」（Trask 2000: 21）という言葉に表れている精神、あるいは上記のスミスの精神を尊重しようとしているように読み取られる。

では今回、筆者は北海道のフィールドへ入り、これらの指針を果たしえたのだろうか？

3. 北海道のフィールドで

一つのエピソード：「承諾書はサインしないよ」

筆者が2004年9月に初めて二風谷を訪れたとき、『脱植民地化のメソドロギー』をちょうど授業で読み終えた時期であり、自分は先住民の強力な見方だという自信に満ち溢れていた。だから、平取ダムの建設にアイヌを含む地域住民の主導のもと本格的な文化環境保全対策の調査に取り組んでいる最中であることを知り、驚きとともに喜びを感じた。以後の三ヶ月間、筆者はこの事業のスタッフから、先住民研究のプロトコルとメソドロギーについて、多くのことを学んだ。未熟であるにもかかわらず二風谷の人々に大そうな説明責任を負っていた筆者は、その事業のリーダーの人々から日々直接、間接に、筆者の研究手続きの理解不足を教えられた。

例えば、ある日、調査の非先住民の協力者からは、地域住民のサポート役としての意気込みを延々と聞かされた。また違う時に、あるスタッフの一人に筆者がインタビューをお願いしたところ、筆者がその人に承諾書を差し出す前に、調査班が使っていた調査倫理の心得の紙を渡されたりもした。また、承諾書の扱いが大雑把だったことも否めない事実だった。帰る日になって、インタビューの後に承諾書を差し出したところ、「サインしないぞ」「録音テープも処理せよ」と叱られるだけではなく、叱っている本人がカナダ人のある研究者に対して訴訟を起していることを知らされるハプニングまで起こった。以降、大切な研究協力者をなくしたということではしばらく落ち込んでしまった時期もあった。

その後、調査でのこのような経験と反省に基づき、リサーチメソドロギー関連の内実やアラスカ以外の先住民社会における指針の適応に関してある程度理解するようになっていた。こうしてようやく筆者の研究の次の段階への準備がととのった。

今度こそ

研究の三年目に、二度目の長期的フィールドへ入ろうとしていたころ、以前の反省にたち、誠意をもって今度こそ研究を成功させたいという気持ちでいた。特に、CINE ともつながりが深いアイヌ文化環境保全対策調査の取り組みに対する期待は大きかった。

アイヌ文化環境保全対策調査の先住民族運動あるいは先住民族自己決定権運動としての意義は、アイヌ系住民が構成員の5割以上を占めていること、そしてさらに重要なこととして、沙流川の環境保全運動とアイヌ文化復興活動に心血を注いでいる二風谷ダム訴訟の原告の一人、貝沢耕一氏が顧問を勤めていることによると考えていた。調査事業は北海道開発局から平取町に委託されているが、ダム建設の不可避性を知った貝沢は現地の環境および文化を守りたいがため、あえて事業に加わるようになった（Stevens 2005: 45）。現地のアイヌ人参加者の数もそう

だが、とりわけ貝沢氏の存在が、調査事業における先住民主導の色彩を強く与えていると筆者は感じていた。特に、以前スタッフの一人からもらった調査「倫理の心得」から推測して、調査チームはコミュニティに対する透明性と説明責任を重視しているように思われた。北海道全道のアイヌ研究はすでにアイヌ主導の時代に突入しつつあり、現地のコミュニティが進め方のプロトコルと条件の決定者になりつつある、ということさえ感じられた。少なくとも、調査事業の存在自体は、外部研究者によるアイヌを「研究対象」とした研究の時代にピリオドが打たれたことを示しているかもしれない、との期待は強かった。これまでもまして、アイヌと協力するという思いを抱く研究者は、本当に自らが提供できるものはアイヌの人々が必要としているものなのか、自らの研究方法は既存のアイヌの研究の優先順位と一致するのか、といった問いが突きつけられるものと考えていた。

そのような考えに基づいて、相談に乗ってくれるかもしれないと期待しながら、AFNの研究指針を手元に地域の有力者にメールで打診をしてみた。内容は主に、地域の代表団体（有力者）の誰に承諾を得ればよいかという質問と謝金に関する相談だった。その時点で、筆者は助成金など何ももらっていないひとりの大学院生にすぎなかったので、AFN 指針の⑤ 「研究を手伝えるように、ネイティブの人々を雇用、訓練すること」は不可能だと予め断っておいた。返事は、カナダの CINE はその地域のどの「代表者」に承諾を得たかは知らないけれど、とりあえずこちらであればウタリ協会の平取り支部のある人物に連絡をすれば相談に乗ってくれるだろう、という内容で、さらにウタリ対策室にいるアイヌ系職員の人に相談すると良い、とその人の名前まで教えられた。

ここで一言の補足説明が要る。ウタリ協会は日本におけるアイヌ民族の唯一の代表団体である。どちらにしても平取支部の許可を受けるのなら、全道のウタリ協会本部に承諾を取った方が手っ取り早いと考えたので、アイヌ文化振興・研究推進機構の知り合いに電話をして相談してみた。返事は「そのような承諾は要らないよ。」というものだった。が、それでもさらに確認したければ、ウタリ協会の役人を紹介するというので、紹介してもらうことになった。

しかし、そこでまた問題に突き当たった。代表団体とは言っても、選挙代理制を取っているし、ウタリ協会の会員になっていないアイヌ系の人々も大勢いるので、協会が勝手に承諾を許可してはならないのだ、という。平取町の役場で聞いていても、幹部に承諾を得た研究者であっても情報を間違えて使用する可能性もあり個人のプライバシーとのかねあいもあり責任を負いかねる、と。こうして、地域の有力者に相談して以来、筆者はアイヌの人からの承諾を一つも取っていない。したがって、少し込み入った話題あるいはプライバシーに関わる調査や聞き取りを中止している。

4. 更なる展開

筆者は今年（2007 年）アイヌ文化振興・研究推進機構から「次世代のアイヌ教員・指導者の育成に関する」調査の研究助成金を受けることができた。受けることができた助成金の約 3 割ぐらひは情報提供者（アイヌの古老）に対する謝金に割り当てられている。

アイヌ文化振興・研究推進機構は文部科学省、道路交通省の外郭団体で、平成 9 年の「アイ

ヌ文化振興法」の制定に伴って設立された財団法人であり、理事会の約半数はアイヌ人と言われている^①。この団体から助成金を付与されることはある意味で、AFNの研究指針の③「当該(ネイティヴ)政府機関の承諾を得ること」を満たしているといえるかもしれない。また、雇用ではないが、謝金を出すというのは、指針の⑤「研究を手伝えるように、ネイティヴの人々を雇用、訓練すること」を満たしているともいえる。

ある意味で、研究助成金をもらっているから、地域住民のアイヌの人々の側に立つという論理は通ずる。その意味で、冒頭の引用文のような態度をされても、それほど気にならないでいられる。しかし、助成金はひも付きである。筆者はインタビューや聞き取りをしたかった対象者のうち四分の一しか認められなかった他、謝金が認められた対象者以外の人から謝金を期待される可能性もある、といったような新しい課題に直面している。

考察

さて、調査中に怒られたり、過ちを指摘されたりなどの過去のハプニング、或いは現在、自分の研究を承諾してくれる特定の受け入れ団体がないといった課題などを記述してきた。この記述から、筆者の研究の流動性や状況判断により成り立っている現実が少しでも伝わったのではと思う。なぜなら、この種の研究は生きた個人や団体を対象にした、常に進行しつつあるプロセスであり、このような出来事はひとつとして無意味なことではないと筆者は考えるからである。

最後に、上記の一連の出来事を振り返りつつ、調査の過程から見えてきたことを整理してみたい。

まず、第一に、今回の一連の調査をととして先住民の自己決定権運動は海外の、特にアラスカの運動ほど組織化されていないアイヌ民族を取り巻く現状を一層深く考える必要性にせまられた。紙幅の関係で詳しく述べる余裕はここには無いが、その政治的団結の欠如がひいては社会的団結の欠如にもつながりやすいということは容易に想像しうる。その思わしくない結果の一つとして、アイヌ関係の研究に取り組んでいる研究者に対する倫理的基準にばらつきが出る可能性がある。さらに、社会的団結の希薄さにともない集団アイデンティティも希薄になると思われる。これが「寝た子を起こすな」論の考え方につながりやすく、ある意味で外部研究者に対する不信感の持続に貢献していると思われる。そして冒頭において筆者が言われたような発言につながるのだ。

第二に、先住民の文化的・知的財産権の主張に対して賛否両立^②があると思われるが、自己決定権がなくても、それに関する個人的な啓発活動、行動は可能である。先住民は承諾書を求めたり或いは断ったりするのはこのような文化的・知的財産権を保護する一環である。先に触れた承諾書への署名をことわった人物は文化的誇りの見本を体現してもいれば、先住民のこのような権利を貫徹する運動家でもあるといえる。

第三に、情報提供者に対して原稿を見せ、フィードバックをもらう、といった過程は大いに生産的である。上で述べたアラスカ大学の講義の理念を受けて、筆者は研究方法論として、地域参加型理論(カハカラウ 2004, Kenny 他 2004, Smith 1999)、ホリスティック理論(Kenny 他 2004)に基づく、質的な研究を採用してきた。地域の「全体を視野に入れ」、「地域の過去、現

在、未来をバランスよく」とらえ、地域全体の生活向上を目指し (Kenny 他 2004)、常に研究協力者との関係において、また研究の始まり・中間・終了の各時点において、コミュニケーションを図るといった「常時の承諾プロセス」(Piquemal, 2003)を実行し、アイヌのやり方を重視し、研究協力者や地域社会の人々との信頼関係の構築に努めてきた。このように慎重に取り組むことによって、修士論文のために使用した「承諾書」は 31 人のうち、署名することを断ったのはたった二人しかいなかった^③。また、電話で再承諾を取った何人かに実際の原稿を見せたとき、名前を載せないで欲しいと言われた数人以外、多くの情報提供者は重要な訂正をしてくれたり、更に好意的な態度を筆者に示したり、今後のフィードバックを期待してくれたりしているのである。

第四に、どんなにルールがあっても、研究とは人間と人間の関係であり、筆者は今までアイヌの人々からの好意なくしてはここまで研究を続けることができなかった。これは確たる事実である。

第五に、研究活動を行うことに対する地域の事前の合意、ということが今後の課題である。そこで何らかのアクションを起すには個人的、倫理的に躊躇する側面もあるが、「寝た子を起こすな」論に基づいた考え方から生じる、いやなものを我慢する、無視するという日本の社会的、集团的風土も大きく関わっているような気がする。今のところ、文化的アイデンティティの維持は次世代にとってより充実した選択肢の幅につながるという確信から、筆者は調査に協力してくれる個人や家族に積極的に関わるようにしている。今度は公民館などの公的な場を借りて自分の存在をより広くアピールするということも考えているが、「寝た子を起こすな」論を感じさせる風潮の中でその方法が一番生産的であるかどうかはまだ判断しかねており、判断を先延ばしにしているところである。海外の先住民の取り組みに興味関心があって、その取り組みを日本のアイヌの状況に当てはめて挑戦したいと考えているアイヌ系住民の出現が待たれる。

-
- ① 平成 19 年の役員構成に関する資料は筆者の手元にはなかったため、正確な数字は挙げられない。
 - ② 権利は守られる一方、一定の時間が過ぎれば、社会の共有財産に変わる、先住民の集団財産に対して一人の名前で登録するといった条件など、ひもが付く。
 - ③ 二人のうち一人は先述したカナダ研究者を訴えている人物であり、もう一人はインタビューの時点でインタビューのために来ていることが明確に伝わっておらず、その時の発言に注意していなかった、という理由で承諾書署名はしたくない、と言われた。

参考文献

- Alaska Federation of Natives. (<http://www.ankn.uaf.edu/IKS/afnguide.html>) 2007 年 5 月 30 日にアクセス
- Barnhardt, R. and A.O. Kawagley, (2005). Indigenous Knowledge Systems and Alaska Native Ways of Knowing. *Anthropology and Education Quarterly*. Vol.36, (1), pp. 8-22
- Fanon, F. (1990) *The Wretched of the Earth*. London: Penguin.

-
- Irwin, K. (1994), Maori Research Methods and Practices. *Sites*, 28 (Autumn).
- 岩崎—グードマンまさみ、n.d. アイヌの生態環境知識の再構築.
Accessed from [ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/16_3/013-018_iwasaki\(1\).pdf](http://ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/16_3/013-018_iwasaki(1).pdf)
- Kahakalau, K. (2004). Indigenous Heuristic Action Research: Bridging Western and Indigenous Research Methodologies. *Hulili: Multidisciplinary Research on Hawaiian Well-Being*, 1, 19-26.
- Kenny C, E. Faries, J. Fiske and C. Voyageur, (2004). *A Holistic Framework for Aboriginal Policy Research*. Ottawa: Status of Women Canada.
- Memmi, A. (1965). *The Colonizer and the Colonized*, expanded edition (1991), Boston: Beacon Press.
- Piqemal, N. (2003). Redefining Ethics in Research. In Oakes, J., R. Riewe, K. Wilde, A. Edmunds and A. Dubois (Eds), *Native Voices in Research*. Winnipeg: Aboriginal Issues Press.
- Said, E. (1978). *Orientalism*. London: Vintage Books.
- Smith, L.T. (1999). *Decolonizing Methodologies*. London: Zed Books, Ltd.
- Stevens, G. (2005). More than Paper: Protecting Ainu Culture and Influencing Japanese Dam Development. *Cultural Survival Quarterly*, Winter, 45-47.
- Trask, Haunani K. 2000 Settlers of Color and "Immigrant" Hegemony. *Amerasia Journal* 26(2):1-24.

The Role of Outsider Researchers in Research on Indigenous Peoples in Japan: Technical and Ethical Issues Raised During Fieldwork

Jeffrey GAYMAN

As qualitative research becomes more and more common in Japan, researchers have had to quickly familiarize themselves with the procedures and protocols of dealing with living research subjects and groups. Amongst such changing conditions, research work with the Indigenous Ainu people who live concentrated on Japan's northern island of Hokkaido not only entails numerous ethical issues, and furthermore has only recently emerged from the era of treating Ainu citizens as the "Object" of study, but notably contains almost no references to the ethical principles for research with Indigenous peoples being demanded by the world's Indigenous peoples. On the other hand, meanwhile, it must be noted that amongst Ainu communities lingering distrust toward outsider researchers remains.

This paper, through introducing on one hand the author's experiences as a graduate student at a major center of Indigenous research and learning, the University of Alaska Fairbanks, as well as on the other his experiences in trying to adapt the philosophy and principles learned there to his continuing field/community work in Hokkaido, aims to contribute to a better fit between the needs of the local Indigenous communities and the aims of outsider researchers by focusing on the technical and ethical issues that the author encountered. It is hoped that through this paper light will be shed on the issues that the Ainu Self-Determination movement needs to clarify regarding outsider researchers, as well as the issues of which outsider researchers need to be mindful.